

「キノピー」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県（以下「県」という。）が、幅広く森林・山村づくり活動を推進するため制定したイメージキャラクター「キノピー」（以下「キノピー」という。）のデザイン及び名称（以下「デザイン等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認申請)

第2条 デザイン等を使用しようとする者（以下「使用希望者」という。）は、あらかじめ「キノピー」デザイン等使用承認申請書（別紙第1号様式）に必要な書類を添付して、和歌山県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを省略することができる。

- (1) 紀の国ふるさとづくり協議会が使用するとき。
- (2) 国、地方公共団体又は公益財団法人和歌山県緑化推進会が使用するとき。
- (3) 学校等教育機関が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他知事が適当と認めるとき。

2 承認申請のために知事へ提出された関係書類は、返却しない。

(使用の承認)

第3条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは除き、必要な条件を付して「キノピー」デザイン等使用承認書（別紙第2号様式）を使用希望者に交付し、使用の承認を行うものとする。

- (1) 主として特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするとき。
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとするとき。
- (3) 県及びキノピーの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。
- (4) 県独自の事業又は県の認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反するとき又は反するおそれのあるとき。
- (6) 立体化して使用するとき。ただし、あらかじめ知事と協議し、許諾を得たものは除く。
- (7) 次のいずれかに該当するとき。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直

接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められるとき。

(8) その他知事が承認すべきでないとしたとき。

(使用料)

第4条 デザイン等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 デザイン等を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された内容により使用し、知事の付した条件に従うこと。

(2) 「「紀の国ふるさとづくり」マスコットキャラクター キノピー」又は「紀の国森づくり大使 キノピー」と表記すること。

(3) デザイン等を使用する権利を譲渡し、又は貸与しないこと。

(4) 商標登録及び意匠登録の出願を行わないこと。

(5) 承認に係る物品等の完成後は、完成見本等使用の状況が確認できるものを速やかに知事に提出すること。ただし完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(6) 知事の求めに応じ、デザイン等の使用状況について報告すること。

(承認の内容の変更)

第6条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「キノピー」使用内容変更申請書（別紙第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認については、第3条の規定を準用する。

(承認の取消)

第7条 知事は、デザイン等の使用がこの規程又は承認内容に違反していると認められるときは、デザイン等の使用承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る物件を使用してはならない。

3 第1項の取消は、デザイン等使用承認取消書（別紙第4号様式）をもって行うものとする。

4 第1項の規定により、承認を取り消された者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

(損害賠償)

第8条 デザイン等の使用により、使用者が県に損害を与えたときは、知事は、使用者に対し当該損害の賠償を請求することができる。

2 デザインの使用承認を受けた者がデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合は、使用者が責任をもって速やかに対処するものとし、県は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月25日から施行する。